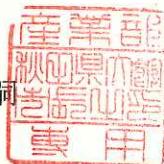


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 31 日

大館市長 福原 淳嗣



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

東館 2 地区（下味噌内、中味噌内、竹原、上味噌内、宿内）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 3 月 18 日

3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

個人 16 経営体

法人 1 経営体

4. 地域農業のあり方

今後の農地利用は、地区内の認定農業者 5 経営体を中心に、地区外の認定農業者 4 経営体と 1 法人が担っていくほか、山間部ながらも 1ha 以上の水稻耕作を行っている者への集積を進めることで農地の有効活用を図っていく。

また、地区の話し合いの中では、条件が悪い農地が残り遊休農地化が懸念されるため、農地の基盤整備や条件整備を望む意見が多くなったため、地区の農業を維持していくためにも将来に向け圃場整備事業の検討を進める。

5. 農地中間管理機構の活用方針

アンケート結果では農地中間管理事業について、あまり認知されていないことが判明したが、地区内で機構を活用している扱い手も多いことから、機構の活用を波及させを中心経営体への貸付けを推進する。